平成２１年（フ）第２９６５号
横浜市磯子区汐見台３丁目５番地１　3504棟411号
債務者　水野　正三
1　決定年月日時　平成21年11月20日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年１月14日まで
5　免責審尋期日　平成22年１月15日午後４時　横浜地方裁判所第３民事部

平成２１年（フ）第２９７１号
横浜市都筑区東山田町1522番地の16
債務者　糸洲ヒデ子
1　決定年月日時　平成21年11月20日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年１月14日まで
5　免責審尋期日　平成22年１月15日午後４時　横浜地方裁判所第３民事部

平成２１年（フ）第２９７５号
横浜市南区中村町２丁目133番地34
債務者　大和田由美子
1　決定年月日時　平成21年11月20日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年１月14日まで
5　免責審尋期日　平成22年１月15日午後４時　横浜地方裁判所第３民事部

平成２１年（フ）第２９７９号
横浜市瀬谷区南瀬谷２丁目23番地１　コーポくぬぎA201
債務者　味村　律子
1　決定年月日時　平成21年11月20日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年１月14日まで
5　免責審尋期日　平成22年１月15日午後４時　横浜地方裁判所第３民事部

平成２１年（フ）第３０２３号
横浜市神奈川区羽沢南３丁目１番12号
債務者　野口　和美
1　決定年月日時　平成21年11月20日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年１月14日まで
5　免責審尋期日　平成22年１月15日午後４時　横浜地方裁判所第３民事部

平成２１年（フ）第２０４号
秋田県横手市増田町増田字石神93番地１、住民票上の住所秋田県横手市南町２番15号
債務者　飛澤　勇気
1　決定年月日時　平成21年11月24日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年１月15日まで
5　免責審尋期日　平成22年１月21日午前11時　秋田地方裁判所横手支部

平成２１年（フ）第５９３号
静岡県磐田市豊田９番地２、住民票上の住所静岡県磐田市福田1971番地１
債務者　大庭喜美子
1　決定年月日時　平成21年11月24日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年１月15日まで
5　免責審尋期日　平成22年１月15日午前11時　静岡地方裁判所浜松支部破産係

平成２１年（フ）第７４３号
栃木県鹿沼市上殿町55番地11　コーポエスポアール101号
債務者　髙島　和秀
1　決定年月日時　平成21年11月17日午後３時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年１月18日まで
5　免責審尋期日　平成21年12月11日午後４時　宇都宮地方裁判所第１民事部破産・再生係

平成２１年（フ）第７６３号
栃木県宇都宮市御幸ヶ原町68番地１　林ハイツⅡ101号、前住所栃木県宇都宮市下岡本町3729番地３　眞弓方
債務者　広政　秀樹
1　決定年月日時　平成21年11月18日午後２時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年１月18日まで
5　免責審尋期日　平成22年１月15日午後４時　宇都宮地方裁判所第１民事部破産・再生係

平成２１年（フ）第７６４号
栃木県宇都宮市御幸ヶ原町68番地１　林ハイツⅡ101号、前住所栃木県宇都宮市下岡本町3729番地３　眞弓方
債務者　広政美恵子
1　決定年月日時　平成21年11月18日午後２時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年１月18日まで
5　免責審尋期日　平成22年１月15日午後４時　宇都宮地方裁判所第１民事部破産・再生係

平成２１年（フ）第７６５号
栃木県宇都宮市江曽島３丁目766番地１
債務者　堀口　辰己
1　決定年月日時　平成21年11月18日午後２時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年１月18日まで
5　免責審尋期日　平成22年１月15日午後４時　宇都宮地方裁判所第１民事部破産・再生係

平成２１年（フ）第７６６号
栃木県宇都宮市江曽島３丁目766番地１
債務者　堀口富惠美
1　決定年月日時　平成21年11月18日午後２時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年１月18日まで
5　免責審尋期日　平成22年１月15日午後４時　宇都宮地方裁判所第１民事部破産・再生係

平成２１年（フ）第７６７号
栃木県宇都宮市上戸祭３丁目５番21号
債務者　谷　　良子
1　決定年月日時　平成21年11月18日午後２時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年１月18日まで
5　免責審尋期日　平成22年１月15日午後４時　宇都宮地方裁判所第１民事部破産・再生係

平成２１年（フ）第７６９号
栃木県宇都宮市台新田１丁目13番25号
債務者　石川　文子
1　決定年月日時　平成21年11月18日午後２時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年１月18日まで
5　免責審尋期日　平成22年１月15日午後４時　宇都宮地方裁判所第１民事部破産・再生係

平成２１年（フ）第７７２号
栃木県宇都宮市平出町3754番地６　第２鈴木コーポ202号
債務者　鈴木　幸男
1　決定年月日時　平成21年11月17日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年１月18日まで
5　免責審尋期日　平成21年12月25日午後４時　宇都宮地方裁判所第１民事部破産・再生係